

選挙 ふじみ

【発行】令和3年10月15日
【発行者】富士見町選挙管理委員会
富士見町明るい選挙推進協議会
お問い合わせ
富士見町選挙管理委員会事務局
☎0266-62-9403

令和3年10月19日公示

第49回衆議院議員総選挙 第25回最高裁判所裁判官国民審査

投票 10月31日(日)

午前7時～午後8時

投票できる人

次の二つの要件を満たし、富士見町の選挙人名簿に登録されている人です。

- ◆投票日に満18歳以上である者
(平成15年11月1日までに生まれた人)
- ◆引き続き3ヶ月以上富士見町内に住所がある者
(令和3年7月18日までに転入の届出をした人)
- ◆転出者で、富士見町に引き続き3ヶ月以上住民登録をされていた人で、転出して4ヶ月を経過していない者

大事な投票、忘れずに!

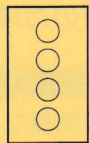


投票の方法

今回の投票は3種類あります!

- ①衆議院小選挙区選出議員選挙[長野県第4区]
小選挙区選挙は、候補者個人に投票する選挙です。

投票用紙には、候補者の氏名を記入してください。



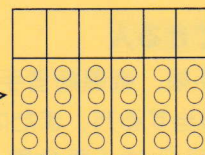
- ②衆議院比例代表選出議員選挙【北陸信越選挙区】
比例代表選挙は、政党その他の政治団体に投票する選挙です。

投票用紙には、政党名等を記入してください。
※個人名を記入すると無効となります。



- ③最高裁判所裁判官国民審査
不適任(やめさせた方がよい)と思う裁判官を審査するものです。

投票用紙に記載されている裁判官の中で、不適任と思う裁判官の氏名の上の欄に×印を記入してください。
※やめさせなくてよいと思う裁判官には、何も書かないでください。



期日前投票

選挙期日の当日に仕事や旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。期日前投票をされる場合には、投票所入場券の裏面に印刷してある宣誓書兼請求書に、氏名・住所等と投票日に投票所へ行けない事由をあらかじめ記入いただくと受付がスムーズになります。

期間	10月20日(水)～10月30日(土)
時間	午前8時30分～午後8時
場所	富士見町役場 4階 期日前投票所
持ち物	投票所入場券(未着又は紛失の場合も投票できます。)

新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、期日前投票を行うことができる事由となります。期日前投票宣誓書の事由「6」に○をしてください。

10月31日(日) みんなで投票にいきましょう!

投票所名	投票場所	該当行政区
第1投票所	御射山神戸区公民館	御射山神戸 栗生 入笠
第2投票所	西山保育園	大平 松目 原の茶屋 富士見ヶ丘
第3投票所	木之間公民館	若宮 木之間 花場 休戸 横吹 塚平
第4投票所	南原山集落センター	南原山 富原 富ヶ丘
第5投票所	立沢構造改善センター	立沢
第6投票所	乙事公民館	乙事 広原(本郷)
第7投票所	富士見町役場	瀬沢新田 富里 富士見台 桜ヶ丘
第8投票所	机集落センター	瀬沢 机 神代 平岡 先能
第9投票所	上蔦木集落センター	下蔦木 上蔦木
第10投票所	小六公民館	小六
第11投票所	高森公民館	高森 広原(境)
第12投票所	信濃境公民館	信濃境 烏帽子 池袋
第13投票所	先達公民館	田端 先達
第14投票所	葛窪転作研修センター	葛窪
第15投票所	富士見区役所	富士見 とちの木

不在者投票

投票日に入院(所)中や他市町村に滞在している等の方は不在者投票制度をご利用ください。

◆指定の病院や老人ホームに入院・入所している人
 病院長などに申し出れば、その施設で投票できます。早めに病院や施設にお問い合わせください。

◆長期出張や旅行中の人

滞在地の選挙管理委員会で投票ができます。この場合、事前に当町の選挙管理委員会へ投票用紙などの請求が必要です。お早めにお問い合わせください。

◆郵便で投票できる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件に該当する方、または介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が対象で、自宅等で投票用紙の記載ができます。この制度を利用するためには、「郵便等投票証明書」が必要です。早めに町選挙管理委員会にお問い合わせください。
 ※郵便等投票証明書の交付を受けた人は、10月27日(水)までに、投票用紙等の交付請求が必要です。

●不在者投票期間は10月20日(水)～10月30日(土)です。郵送期間を考慮し、「投票用紙等の請求はお早め」をお願いします。

選挙公報

候補者等の氏名、経歴、政見などが記載された選挙公報を、投票日の2日前までに区長を通じて各世帯に配布します。

区に未加入の方は、郵送による配布をします。また、町HPでもリンクにより掲載を予定していますので、ご覧ください。

投票所におけるお願いとお知らせ

1. 感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。
2. アルコール消毒液による手指消毒をお願いします。
3. 周りの方と間隔を空けてください。
4. 投票用紙の記入にあたっては、使い捨て鉛筆を配付します。
5. 定期的な換気を行いますのでご了承ください。
6. 記載台の消毒を定期的に行います。
7. 希望される方には使い捨て手袋を配付します。
8. 帰宅後は手洗いを行うなど、感染症対策にご協力ください。

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で、「自宅待機」または「宿泊療養」している方は、町選挙ホームページをご覧ください。